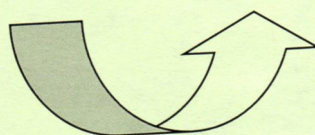


行政・法律合同特設相談会

(相談はすべて無料です)

相続や相続税、遺言書、借地(借家)、成年後見、土地の境界、金銭債務、社会保険、建物修繕、行政上などの問題でお困りのことはありませんか。

なんとなく、もやもやとしていたことを、スッキリ!解決させてください。



と き 7月7日(土) 午前10時～午後4時
(正午から午後1時まで除く)

と ころ 秦野市保健福祉センター(秦野市緑町16-3)
1階 健診諸室ほか

申し込み 6月15日(金)から
市役所市民相談人権課窓口(教育庁舎1階)と電話で受け付けします。電話(82)5128

※各相談には定員があります。(申し込み先着順)

受付時間は、午前8時30分～午後5時
(正午から午後1時までと土・日・祝日は除く)

【問い合わせ 市役所市民相談人権課 ☎(82)5128】

相談できる主な内容

テレビで見たり、インターネットで調べてみたけど、ホントは、何が正しいのかな???

- ・不動産の相続、売買、会社設立などの登記(「田舎の実家が登記されず空家のまま」など)
- ・金銭の貸借に関すること(サラ金、ローンなどの多重債務の整理、自己破産、少額訴訟の手続きなど)
- ・相続(遺産分割、遺言書、「家を相続する人がいない」など)の手続きなど
- ・離婚、養子縁組、慰謝料請求などの手続き等に関すること
- ・借地、借家に伴うトラブルや契約書類の作成など
- ・成年後見に関すること(「老後の財産管理をどうしたらよいか」など)
- ・土地の境界、測量に関すること(「境界標がなくて困っている」など)
- ・年金に関すること
- ・社会保険、労働保険の適用条件、手続きなど
- ・労働問題に関すること
- ・相続税及び贈与税などの国税に関すること
- ・家のリフォームや修理に関すること(点検の時期はいつがよいの?修理の目安は?)
- ・国、県、市(国からの委託事業)などへの苦情、意見、要望(道路、河川、環境など)



～まずは、ご連絡を！～

現在のお困りの問題が、相談会で解決できることか、どの相談員に相談したらよいかご不明な場合も、お気軽にお問合せください。相談概要をうかがい、適切な専門相談員や相談窓口をお伝えします。

- 相談員 司法書士(神奈川県司法書士会厚木支部会員)
行政書士(神奈川県行政書士会秦野伊勢原支部会員)
社会保険労務士(神奈川県社会保険労務士会平塚支部会員)
土地家屋調査士(神奈川県土地家屋調査士会湘南第二支部会員)
税理士(東京地方税理士会平塚支部会員)
行政相談委員
はだの地域福祉総合相談センター『きゃっち。』
秦野市住宅相談所運営協議会

【問い合わせ 市役所市民相談人権課 ☎(82)5128】

★特設相談会のおすすめポイント★

- ◎1日で、複数の専門相談を受けることができます!(例えば、相続の手続きと相続税の相談を)
- ◎土曜日の開催なので、ご夫婦や親子と一緒に相談を受けることもできます。(平日だと、仕事を休まないと相談できない。一人じゃ不安だな・・・)